

入札監理小委員会
第484回議事録

総務省官民競争入札等監理委員会事務局

第484回入札監理小委員会議事次第

日 時：平成29年10月31日(火)16:59～17:32

場 所：永田町合同庁舎1階 第1共用会議室

1. 実施要項(案)の審議

- (独)国民生活センターの実施する企業・消費者向けの教育・研修事業((独)国民生活センター)
- (独)国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運營業務((独)国民生活センター)

<出席者>

(委員)

古笛主査、小松専門委員、清水専門委員

(国民生活センター(教育研修))

教育研修部教務課 保木口教務課長

教育研修部教務課 大小島課長補佐

教育研修部教務課 生方主査

(国民生活センター(相模原))

総務部 阿部総務部次長

総務部管理室 松島管理室長

総務部管理室 吉澤主査

(事務局)

栗原参事官、池田参事官、清水谷企画官

○古笛主査 それでは、ただいまから第484回入札監理小委員会を開催します。

本日は2件の審議となっております。

1件目は、独立行政法人国民生活センターの実施する企業・消費者向けの教育・研修事業の実施要項（案）審議を行います。

本案件について、独立行政法人国民生活センター教育研修部教務課、保木口教務課長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、ご説明は15分程度でお願いいたします。

○保木口教務課長 では、説明させていただきます。

最初に、私どもの対象事業について簡単にご説明したいと思いますので、資料をごらんください。

私ども国民生活センターでは、昭和46年より、主に地方公共団体の消費生活相談員ですとか消費者行政の職員、そのほかに企業の消費者部門の担当者や一般の方などにも消費者問題や消費者教育に関する研修を実施してまいりました。実際の研修の内容ですとかカテゴリーに関しましては、国による中期計画・中期目標に基づきまして、下の表のようにカテゴリー及びコース数が決まっております。今年度までの5年間という形で平成29年度はこちらの表の内容になっております。

今回の市場化テストの対象事業としましては、ブルーでマーカを引いてある部分、企業職員研修と消費者リーダー研修になります。こちらの企業職員向けの研修は、企業が消費者志向を高めるための最新の情報を提供するものであり、消費者リーダー向けの研修は、消費者団体や学生、企業などが消費者問題にかかわる調査研究、活動結果の成果を発表する場となっております。この研修に関しまして事業者をお願いする部分といたしますのは、研修の企画、立案以外のロジの部分です。募集ですとか当日の運営などをお任せしております。

次にこちらの一枚物をごらんください。こちらがこれまでの経緯になっております。平成21年から平成23年、官民競争入札という形でやっていますが、このときは民間で手を挙げていただいたところがなく、結果的に私どもだけだったので、私どもが実施いたしました。次の部分、平成24年から平成26年に関しましては、国への一体化を検討されていた時期でして、市場化の対象とはならず、私ども自体で事業を実施しております。そして、平成27年から平成29年というのがこれまでという形でございまして、この間は民間競争入札という形で、応札が1社でしたので、こちらの事業者がこれまで担当していただいております。

そして、本日お諮りするものが、次期、平成30年から平成32年に向けてということでございます。ここに向けましては、前回の委員会のご指摘を踏まえまして、1者ではなく、たくさんの事業者に参入していただけるように、障壁となった部分をクリアしていくことなどを中心に検討してまいりました。

次に、実施要項（案）に移りまして、主な変更点についてのみ、説明させていただこうと思っております。

最初に、ページ番号で言いますと、5ページでよろしいでしょうか。研修業務の詳細な内容およびその実施に当たり確保されるべき公共サービスの質に関する事項ということで、(2)、イの全国消費者フォーラムの部分です。研修業務に関する入札対象ということで、前期といたしますか、平成27年から平成29年のときに入札説明会には来てくれたけれども、札を入れなかった事業者に、どういった点が障壁になったのかということ伺った際に、会場の選定、確保というのがハードルが高かったということを知りましたので、会場の確保につきましては私ども国民生活センターでやることとしまして、それ以外の部分を対象とすることにいたしました。

次に、(3)研修業務の詳細な内容および条件等に関しまして、企業職員研修でございます。こちらに関しましては、定員充足率の問題がございます。このところ実施する中では、定員が72名なのですが、それに対して平均では5割にもなかなか達していない状況で、これにつきましては、一生懸命、事業者が宣伝していても、受講してくれる企業の窓口の人たちは、開催場所が相模原の淵野辺というところで、駅から徒歩ですと20分、もしくはバスというところで、1泊2日の宿泊前提のコースとなっております、それでは幾ら内容がよくても忙しい人たちを出せないということでした。これに関しましては、事業者だけでなく、受講者を派遣して下さる側の事業者団体にも幾つかお聞きしましたところ、やはり都内で日帰りで行っていただけないかという声がありました。そこに関しましては、実は、先ほど申しました今年度までの中間期計画では、相模原の施設を使うことが前提だったものですから、なかなか改善ができなかったのですが、今度、ちょうど中期計画も変わるに当たりまして、私どもの東京事務所が品川駅の近くでございますので、思い切ってそちらで行うこととし、日帰り研修とすることといたしました。それに伴い、会場のキャパシティに応じまして、定員を今までの72人から80人に変更しました。

あと、変更点がその下のe、受講料の部分です。受講料の支払いについても、これまで私どもの研修に関しましては、独立した口座を設けてほしいと言っていたのですが、民間

事業者にとって、他法人の事業収入を扱う口座を別に設けるといことが企業の経理の透明性確保の面で障壁になっていると考えられますので、受講料の振り込みに関しましては国民生活センターの口座に振り込んでいただくということで、受講料の徴収ではなく、徴収の管理の部分だけお願いすることにいたしました。

あと、変更点は、ページ番号9に当たります。先ほど申しました消費者フォーラムの会場選定に関しましては、私どものほうで行うこととしましたので、研修会場や研修都市の選定・確保についての部分は削除いたしました。

次に、ページ番号でいきますと11になります。(5)入札対象事業の実施に当たり確保されるべきサービスの質、これに関しましては、前回の入札監理小委員会でのご指摘を踏まえまして、ここの表の満足度のアンケートに関する評価が、国民生活センターに対する評価なのか、民間事業者に対する評価なのかを明確にするようにいたしました。

次に、またページをめくっていただきまして、女性の活躍推進ということに関しましては、内閣府通知に基づきまして、評価基準、評価項目として追加いたしました。同じ項目に関しましては、以下の審査項目のところでも評価基準を表で示しました。ページ番号19になります。審査項目のところにも社会的要請に関する事項ということで、ワーク・ライフ・バランス等の推進についての項目を入れました。

本文では主な部分は以上ですが、別表のほうに移っていただきまして、全国消費者フォーラムのアンケートのひな形を別表2でお示ししているのですが、こちらでも国民生活センターに対する評価なのか、民間事業者に対する評価なのかということが明確になるように記載いたしました。

あとは、これまでご説明させていただいた点に基づきまして、提出様式を変更しました。具体的には、提出様式7、ページ番号は通番で55に当たるかと思います。(1)企業職員研修企画案というところで、2ポツに当たる部分が受講料の部分ですが、こちらを徴収代行ではなく受講料の管理ということにいたしました。

次の(2)の全国消費者フォーラムの企画案の部分では、これまで2ポツとして予定会場について入れていたのですが、それを削除いたしました。

少し先に行きまして、提出様式10、ページ番号で60になります。こちらに10ポツとして女性の活躍推進について入れさせていただきました。

最後になりましたが、このような内容でパブコメを行ったのですが、意見はございました。

説明としましては以上です。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本案件について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いいたします。

かなりいろいろと懸案となっていた点を改善していただいているので、期待できるのではないかという話をしていたんですけれども、いかがでしょうか。

○清水専門委員 予定どおりに来てくれればと思いますけれども。

○古笛主査 そうですね。具体的に、参加されなかった事業者さんは、実施会場の確保という点のみでしょうか。その意見だけでしたか。

○保木口教務課長 その1者に関してはそれをおっしゃっておられました。

○古笛主査 淵野辺の宿泊よりは、品川の日帰りのほうが絶対に行きやすいと思うので、たくさん来ていただいて。

○清水専門委員 日帰り研修で、従来は1泊で、同等の研修ができるということなんですか。

○保木口教務課長 これまでは、淵野辺の施設の再開に伴いまして、宿泊施設があるメリットを生かして、グループ討議ですとか交流の場を設けましょうということが再開に当たってのうたい文句になっていましたので、夜、懇親会ですとか、異業種交流の場といいますか、そういう場も設けていたのですが、必然的に日帰りになりますと、そういう場を設けるのは難しいかとは思いますが。

○清水専門委員 なるほど。

○古笛主査 国民生活センターさんの対象事業として、研修をいろいろやられているんですけれども、今回、2つ、企業職員研修と消費者リーダー研修がここに問題となっているんですが、あとも同じようにロジは事業者さんにお任せするという感じなんでしょうか。

○保木口教務課長 いえ、ほかの研修につきましては、原則、相模原にも何人かはスタッフがおりますので、そちらの者が中心となってやっております。

○古笛主査 この企業研修と消費者リーダー研修のみを市場化しているという形なんですね。

○保木口教務課長 はい。

○古笛主査 よろしいでしょうか。

○清水専門委員 いいですね。

○小松専門委員 いいんじゃないですかね。

○古笛主査 では、審議はこれまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項ございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議はおおむね終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。先生方、よろしいですか。

（「はい」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれまして、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日はありがとうございました。

（国民生活センター（教育研修）退室・国民生活センター（相模原）入室）

○古笛主査 続きまして、2件目は、独立行政法人国民生活センター相模原事務所の企画・管理・運営業務の実施要項（案）についての審議を行います。

最初に、実施要項（案）について、独立行政法人国民生活センター総務部管理室、松島管理室長よりご説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いいたします。

○阿部総務部次長 国民生活センターの阿部ですけれども、私のほうから最初、センターの簡単なお紹介をさせていただきます。その後、松島から要項につきましてご説明したいと思います。

それでは、お手元に参考資料で、カラーの資料があるかと思っておりますけれども、こちらに基づきましてご説明いたします。

私ども、国民生活センターは、消費者基本法におきまして、国民の消費生活の安定及び向上を確保することを目的としまして、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策を実施する中核的な機関ということで設置されているところでございます。

事務所のほうは、東京都港区と神奈川県相模原市2カ所に構えておりますけれども、こ

のうち相模原市にごございます施設につきまして、今般、市場化テストを実施するものでございます。

この相模原事務所は、昭和55年に米軍のキャンプ跡地に設置をしております。同事務所では、国民生活センターが幾つか事業を実施しているうちの研修事業と商品テスト事業という2つの事業を実施しているところをごございまして、研修事業につきましては、講堂だとか研修室、宿泊施設を備えています。商品テスト関係では、商品テスト1号から3号棟、それから家庭用品事故解析棟など、商品テストを行う施設を設置をしております。

今般の市場化テストは、これら施設の建物維持管理業務のほか、施設利用者への対応だとか、我々の実施します研修以外での管理・研修棟や宿泊棟の施設の貸し出し、外部利用と呼んでおりますけれども、これらに付随します食堂の業務を委託するものでございます。

この市場化テストにつきましては、過去におきましては、平成21年度から3年間、第1次というのでしょうか、実施をした経緯がございますけれども、平成22年度の行政刷新会議の事業仕分けにおきまして、相模原の研修施設につきましては廃止を含めて施設のあり方について見直しを行うというようなことが提言されましたものですから、平成24年度から相模原での研修事業を中止しておりました。このような関係から、市場化テストのほうも一部中断しておる状況でございました。

その後、平成26年8月の独立行政法人改革等に関する基本的な方針というものに基づきまして、平成27年度から相模原での研修施設を再開する運びとなりまして、現在、平成27年度から今年度末までを対象期間とします第2次市場化テストを実施しているところでございます。

本日は、平成30年度から平成32年度末までの3カ年の市場化テストを予定することにつきましてご審議いただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、松島から要項につきまして主な変更点をご説明します。

○松島管理室長 それでは、私のほうから引き続き、説明をさせていただきます。

まず、契約状況等の推移ということでございまして、こちらのほうをごらんいただければと存じますが、先ほど阿部からも説明がありましたとおり、平成27年度から29年度実施の市場化テストに引き続きましての平成30年度から32年度の実施となります。それぞれ書いてございますが、契約期間は平成30年4月から平成33年3月、契約方式と

しましては、平成27年度から29年度と同様の公サ法による民間競争入札としております。それから、競争参加資格も同様にしております。入札スケジュールも、広告期間等を50日以上を確保、それからグループによる参加も可としております。以下、項目を挙げておりますが、こちらも平成27年度から29年度までと同様とさせていただいております。

引き続きまして、実施要項（案）によりまして、特に大きく修正したところを重点的に説明させていただきます。

実施要項（案）の2ページ目になります。先ほども説明がありましたが、今回の対象業務としましての建物維持管理業務、施設利用者への対応及び施設貸出業務と、食堂及び自販機の運營業務の中の建物維持管理業務、こちらのほうに受付案内業務というのを前回は入れていたところですが、次の3ページにありますⅡ施設利用者への対応及び施設貸出業務、大きな項目としての2つ目のほうで受付業務がございまして、こちらの外来者対応、それから実際の施設利用者対応、これらを実態に即した形、いらっしゃった方の受け付け対応ということで、こちらを1つにさせていただいております。

続きまして、4ページに参ります。マーカーをつけておりますが、研修・宿泊施設の貸出業務の中で、民間事業者が行う研修・宿泊施設の貸出について、問合せ・予約が入った時点で、センターと使用可能宿泊室・研修室を調整するものとする。これは、前回、6月の小委員会でご指摘いただきまして、外部の利用、研修利用というところで、それぞれの使用室の便宜の調整を図るという指摘によりまして、今回、変更することにしまして、そこをこういう形で明記しまして、問い合わせがあった時点で私どもの研修と外部利用とで調整を図るように記述をしております。

続きまして、6ページに参ります。食堂の利用数ですが、前は率表示、職員の何%が食すとか、センター研修事業、外部利用、それぞれの利用数を上げまして、その何%という表記にしていたところですが、事業者に対しましてもっと食数がわかるように明記するということを考え、センター職員が何食、研修と外部利用でそれぞれ何食が想定されるという記述に変えてございます。

7ページですが、中段あたりの稼働率も前回委員よりご指摘をいただきまして、稼働率達成がなかなか難しいということがございまして、今回は平成27年度から29年度、実際に実施しました、その継続ということで、今回の利用に非常に合った形といたしますか、そのままの実績を使いまして、これを継続し、続けるということで稼働率を達成できるよ

うにしました。この計算根拠としましては、平成28年度の実施をもとに、それぞれ稼働率を10.1%、徴収料金額としまして666万円、前回は中断後の再開でしたので、初年度、2年度以降という形で設定をしていたのですが、今回は平成27年度から29年度に実施した継続ということで、それぞれの利用客もそのまま継続してご利用いただいている状況でございますので、年度分けということではなくて、各年度でそういう設定に変えさせていただきますいております。

続きまして、7ページの下ですが、先ほどの宿泊施設の稼働率と徴収料金額に対しまして、こちらは研修施設、いわゆる会議室の利用になりますが、こちらも同様に実績に即したものであるということで、稼働率及び徴収料金額を変更し、初年度、2年度以降という区別をなくして年度ごとの目標、稼働率という設定にさせていただきますいております。

8ページになりますが、こちらでも事業者利益ということを考えまして、平成27年度から29年度、実際6室ということで設定していたところですが、マーカーの下に書いてございますが、IT講習室というのがございまして、こちらが外部利用で稼働率が非常に悪いということで、逆にそれが稼働率を下げているということが明らかになりましたので、稼働率の向上、それから実際の利用率の高い5室ということで、今回、変更をさせていただきますいております。

もう一つ、年間365日から年末年始及び研修施設利用不可日を除いた日というのを、以前もそうだったのですが、例えば年末年始、12月の大みそかですとか正月は実際に使わなくて、そこはセンターと事業者ともそこは利用なしということで外していたのですが、そこを明記して、入札を行うときにはっきりわかるような形で明記をさせていただきます。

9ページですが、こちらは先ほどの宿泊施設、研修施設の稼働率、徴収金額の変更に合わせまして、業務委託費収入増分も同様の数字に変えまして、これを超えたものにつきましては、その50%を事業者に支払うという形に変更しております。

13ページに参りまして、こちらはワーク・ライフ・バランスの推進ということでございまして、女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針に基づき、実施要項（案）に記載させていただきます。

14ページですが、ワーク・ライフ・バランスの推進について、加点項目としまして、表のほうは15ページになりますが、こちらをつけさせていただきます。

仕様書も先ほど申しました形で、実施要項（案）の変更に伴いまして、そちらを修正さ

せていただいております。

説明は以上となります。

○古笛主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまご説明いただきました本実施要項（案）について、ご質問、ご意見のある委員はご発言をお願いします。

○小松専門委員 前にも伺ったかもしれないんですけども、センター利用外の利用というのは、管理を請け負った業者が何か企画をしてセミナーみたいなことをやるというのではなくて、外部から使いたいという希望があったときに使ってもらおうということでしたよね。それだと受け身になってしまうので、業者が自分でやるかどうかは別にして、例えば外部のセミナー屋さんみたいな人と提携して、そのセミナーをここでやるということを企画してお客さんを集めるというようなことは許されるんですか。

○松島管理室長 それはもちろん、事業者の企画によって行うこと、むしろ推進といえますか、お願いしているところでございます。

○小松専門委員 そういことがないと、集めようとしても、どうしても限界がありますよね。

わかりました。結構です。

○古笛主査 そこだけですもんね。利用率だけのところなので、何とかと思います。

○小松専門委員 もし可能だったら、今みたいなこともできますということを説明会のときに周知していただけると、じゃあ、やってみようかという業者も出てくるんじゃないかと思いますけれども。

○松島管理室長 わかりました。ありがとうございます。

○古笛主査 待っているだけだと、なかなか相模原は厳しいところがあるかと思います。何か目を引くものがあればと思いますので。

よろしいでしょうか。

今のところ、説明会にはある程度の数が来ていただいているので、そこでまたよろしくをお願いします。

それでは、時間となりましたので、これまでとさせていただきます。

事務局から何か確認すべき事項はございますでしょうか。

○事務局 特にございません。

○古笛主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって小委員会での審

議はおおむね終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については私に一任いただきたいと思います。委員の先生方、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○古笛主査 ありがとうございます。

今後、実施要項（案）の内容等に何か疑義が生じた場合には、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきますので、よろしくお願いします。

なお、委員の先生方におかれましては、さらなる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せくださいますようお願いいたします。

本日は、ありがとうございました。

（国民生活センター（相模原）退室）

— 了 —